# 指名競争入札(電子入札)　入札説明書
## (建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)

本工事(委託業務)における指名競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

(1)　電子入札

本工事(委託業務)は、彦根市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して、入札を執行するものである。また、電子入札システムにおいて添付または送信するアプリケーション、ファイル形式については以下のものとし、これら以外のアプリケーション、ファイル形式の使用が判明し、入札執行者が読み取り不可能な場合は、入札は無効とする。

ア　Microsoft Word　拡張子が.doc または.docx で保存されるもの
イ　Microsoft Excel 拡張子が.xls または.xlsx で保存されるもの
ウ　その他入札執行者が適当と認めたもの

(2)　設計図書等の入手

彦根市入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)からダウンロードすることができる。その際、電子入札システムにより送信される指名通知書に記載されたパスワードを入力し、ダウンロードすること。なお、(4)アからオの理由により指名通知書が受信できない者については、紙入札参加届出書が入札執行者に受理された後、パスワードを通知する。

なお、当面の間は、設計図書等のうち、一部のみのダウンロードとなるので、必要な場合は、設計図書等申込方法等に従い、入手すること。

(3)　入札書の提出

指定された期間内に電子入札システムにより送信すること。また建設工事においては、入札情報公開システムに公開している見積内訳書(指定様式)を使用し添付すること。

また、見積内訳書には次の事項を記載すること。

ア　入札者の住所、商号または名称および代表者氏名
イ　工事名称
ウ　工事費見積内訳

(4)　紙入札による提出

次の理由で紙入札により入札を行おうとする者は、予め紙入札参加届出書を入札執行者に持参により提出しなければならない。

ア　利用者情報の登録をしていない入札参加資格者が指名競争入札において指名を受けた場合において、ＩＣカードを取得していないために利用者情報の登録を直ちに行うことができない場合
イ　ＩＣカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなったことによりＩＣカードの再発行の手続を行っている場合
ウ　法人名、代表者等の変更により、ＩＣカードの再取得の手続を行っている場合
エ　電子入札参加者の使用する電子計算機が故障した場合
オ　その他、入札執行者が指名競争入札に参加する者にやむを得ない事由があり、かつ、入札手続に支障がないと認める場合

紙入札により入札書を提出する場合は、任意の封筒に入札者の住所および商号または名称、開札日、工事等名称および「入札書在中」と記載のうえ、入札書および建設工事においては見積内訳書(指定様式)を併せて封入し、代表者印で封印し、彦根市総務部契約監理室に提出すること。

入札書については、市ホームページの次の場所に公開している様式を使用すること。

[トップページ]―[事業者向け]―[調度・入札]―[電子入札]
―[電子入札ポータルサイト]ページ内の電子入札に関する様式等

また、見積内訳書については、入札情報公開システムに公開している見積内訳書(指定様式)を使用し、(3)の事項を記載すること。

入札書および見積内訳書の提出期間は、電子入札システムにより入札する場合と同様とし、提出時間は、彦根市の休日を除く午前 9 時から午後 4 時 45 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(5)　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　入札に参加する資格のない者がした入札
イ　同一事項の入札について、2 以上の意思表示をした入札
ウ　談合その他不正の行為があったと認められる入札
エ　入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を所定の日までに納付しないで行った入札またはその納付額が所定の金額に満たない入札
オ　入札書記載の金額、工事または委託名称、商号または名称、代表者氏名、押印(電子入札にあっては、入札者の電子署名または当該電子署名に係る電子証明書)その他入札要件の記載が確認できない入札
カ　入札書記載の金額を加除訂正した入札(紙入札の場合)
キ　建設工事において、入札書に見積内訳書が添付されていない入札
ク　建設工事において、指定様式以外の見積内訳書を添付した入札
ケ　建設工事において、商号または名称、代表者氏名、工事名称、押印（紙入札の場合）その他必要事項が記載されていない見積内訳書を添付した入札
コ　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
サ　入札書が所定の日時を過ぎて到着した入札
シ　その他入札に関する条件に違反した入札

(6)　電子入札システム等の利用時間

電子入札システムおよび入札情報公開システムの利用時間は、彦根市の休日を定める条例に規定する市の休日を除くものとし、次の時間帯とする。

電子入札システム　　午前 8 時 30 分から午後 8 時までとする。
入札情報公開システム　　午前 6 時から午後 11 時までとする。

(7)　その他

電子入札においては、市ホームページにて公開している彦根市電子入札実施要領、彦根市電子入札システム共通事項、入札遵守事項(電子入札)等を熟知の上、入札すること。

なお、公開場所は次のとおり。

［トップページ］―［事業者向け］―［調度・入札］―［電子入札］
―［電子入札ポータルサイト］ページ内の電子入札に関する要領等

入札に参加する上での注意事項

（１）郵送による入札は、取り扱いません。

（２）入札者は、既に提出した入札書を書換えまたは引換えもしくは撤回することができません。

（３）初度の入札において、入札しなかった方および無効の入札をした方は、再度入札に参加できません。

（４）最低入札価格発表後、発表額以上の入札者は失格とし、再度入札に参加できません。

（５）最低制限価格未満の入札者は失格とし、再度入札に参加できません。

（６）予定価格を事前公表したものの予定価格を超える額の入札者は失格とします。

（７）設計書、図面および仕様書を熟覧し、疑義等を解消しておいてください。

（８）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他の法令の定めに抵触する行為を行ってはいけません。

（９）入札に際し、不正または妨害の行為があると認められる方の入札は、拒否します。

(10) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、または緊急やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期、停止または中止することがあります。
この場合、入札者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負いません。

(11) 工事の名称および場所は、指名通知書に記載しているとおり記入してください。

(12) 入札書の住所、商号または名称および代表者氏名は、入札参加資格登録のとおりに記入してください。

(13) 入札書には、代表者印を押印してください。(紙入札の場合のみ。)

(14) 落札価格（契約金額）は、入札書に記載された金額に消費税相当分（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額としますので、入札書には、入札者が消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額を記載してください。

(15) 指名通知を受けても入札に参加しない場合は、事前に契約監理室に連絡するとともに、辞退届を提出してください。また、入札書提出後、入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合は、開札日時（落札を保留する場合は落札決定）までに辞退届を書面で提出して辞退してください。

(16) 入札回数は、原則２回までとしますが、必要と認めるときは、３回まで行うことがあります。この場合、１回目の入札の応札者が１者であっても、２回目以降の入札を実施することとします。なお、予定価格を事前公表したものにかかる入札回数は１回とします。

(17) 積算疑義対象工事については、彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱のとおり当該入札に係る設計書の積算に係る疑義申立て期間を設けることとします。

(18) 落札者は、表面に記載した履行保証措置を講じたうえ、落札決定の日から１０日以内に、契約書を市長に提出しなければなりません。

(19) 落札価格が、１００万円以上の建設工事の落札者は、建設業退職金共済事業の共済証紙を購入し、発注者用掛金収納書を契約時に提出してください。

(20) 前金払の支払を受けた後、一定の要件を満たしている場合に、中間前金払を請求できます。ただし、中間前金払を請求した後は、部分払（債務負担行為等に係る契約における各年度末の部分払を除く。以下同じ。）を請求することはできません。また、部分払を請求した後は、

中間前金払を請求することはできません。

(21) 契約書案、設計図書、仕様書、彦根市契約規則および彦根市電子入札実施要領、彦根市電子入札システム共通事項、入札遵守事項(電子入札)等を熟知の上、入札してください。

(22) この指名通知日から契約の締結までの間に、前記の入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しません。

(23) 工事施工に際し、下請け、役務の提供、資材の調達等について、優先的に市内業者の活用に努めてください。